

議案第116号 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

国家公務員についての新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例に準じ、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う業務等に従事する職員について、特殊勤務手当を支給する特例規定を追加するもの。

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成11年小松島市条例第5号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|--|---|-------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、<u>感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条第2項及び第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 前項の規定により支給する手当の額は、業務に従事した日1日につき、<u>3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)</u>とする。</p> | <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> |